令和8年度版

必ず！補聴器の購入前に申請してください！

申請書の受付期限は令和９年２月 15 日（月）です。

狛江市軽中等度難聴者補聴器購入費助成金交付事業のご案内

聴力機能の低下により、家族や友人等とコミュニケーションがとりにくく、日常生活に不便を感じている軽中等度難聴の方に対し、補聴器の購入費の一部を助成することで、家庭や地域、社会との関わりの中で生き生きと活動できるよう支援します。

助成概要

1　対象者※申請日において、以下の要件をすべて満たす方

- 市内に住所を有し、かつ居住している満 18 歳以上の方
- 住民税が非課税の方又は、住民税は課税であるが前年度の合計所得金額が 210 万円以下の方
- 障害者総合支援法に基づく補装具としての補聴器の支給対象者でない方
 （聴覚障害による身体障害者手帳の申請をしていない方）
- 聴力が両耳とも 30 デシベル以上 70 デシベル未満であること又は、30 デシベル未満の方で、医師（※1）から補聴器装用の必要性が認められた方
- 過去5年以内にこの事業による助成金の交付を受けたことがない方

※1一般社団法人日本耳鼻咽喉科頭頸部外科学会が委嘱する補聴器相談医に限ります。（裏面※1参照）

2　助成内容

助成上限額：40,000 円

※購入額が助成上限額に満たない場合は、購入費（千円未満切り捨て）が助成額となります。

- 助成の対象となる費用は医師（※1）が必要と認めた両耳又は左右いずれかの耳に装用する補聴器 1 台の本体費用（補聴器に付属する電池、充電器及びイヤモールド含む。）になります。
- 修理、保守、電池交換等のメンテナンス費、集音器や付属品のみの購入に係る費用は対象外です。
- 診察料、検査費用、意見書作成費用、送料等は自己負担となります。

対象となる補聴器： **市が指定する販売店（裏面※2参照）で販売している、管理医療機器として認定された補聴器で、認定補聴器技能者が調整し、適合状態が確認された補聴器**

【問い合わせ】
狛江市福祉保健部高齢障がい課　高齢者支援係　（市役所2階福祉総合相談窓口）
住所：〒201-8585　狛江市和泉本町一丁目1番5号
電話：03-3430-1111（代表）　FAX：03-3480-1133
メール：koushikkr@city.komae.lg.jp
開庁　：　月～金（祝日、年末年始を除く。）　午前8時 30 分～午後5時

利用方法（手続きの流れ）

1 申請書を取得

助成金を受けるには補聴器を令和９年３月 31 日までに購入する必要があります。

助成申請書(第１号様式)を取得してください。

申請書は、下記の場所で取得してください。

- ■ 市ホームページ（ 狛江市　補聴器　助成 で検索）
- ■ 市役所2階福祉総合相談窓口
- ■ 各地域包括支援センター（あいとぴあ、こまえ正吉苑、こまえ苑）

2 補聴器相談医を受診

１で取得した助成申請書に必要事項を記入の上、助成申請書を持って、医療機関に在籍している、補聴器相談医（※１）を受診してください。

（※1）市内の補聴器相談医による意見書の作成が可能な医療機関一覧

医療機関	電話番号	住所
小野耳鼻咽喉科　狛江分院	03-3430-8714	狛江市中和泉 1-4-15 グリーンヒルズM102
覚東耳鼻咽喉科医院	03-5761-3387	狛江市東野川 2 -20-5 エストヴィアン 101
こまえ耳鼻科クリニック	03-5497-1133	狛江市中和泉 5-1-1 AZUSA51　1 階

- ■ 検査の結果、医師（上記の医療機関に在籍する補聴器相談医）から補聴器が必要と認められた場合、助成申請書の表面下段の「医師意見欄」の記入を受け、聴力図（オージオグラム・写し可）を貼付された書類を受け取ってください。
- ■ 医療機関を受診の結果、助成の対象とならない場合があります。
- ■ 受診に係る診察料、検査費用、意見書作成費用、送料等は自己負担となります。
- ■ 上記の医療機関以外を受診する場合は、日本耳鼻咽喉科頭頸部外科学会の HP の補聴器相談医名簿に登録されている医師を受診してください。

！ご確認ください！

- ■ 助成決定前に購入した補聴器については助成の対象となりません。
- ■ 医療機関を受診の結果、助成の対象とならない場合があります。
- ■ 交付決定をした年度の3月 31 日以降に補聴器を購入した場合は助成ができませんので、ご注意ください。
- ■ 助成申請書の表面下段「医師意見欄」の記入を受けた日から6か月以内に助成申請書を提出してください。
- ■ 助成金の交付決定を辞退する場合は、速やかに市へご連絡ください。

申請は令和９年２月 15 日（月）まで！

3 補聴器選定・試聴と見積

市が指定する販売店（※２）にて、相談の上、補聴器の選定、調整及び試聴を行い、購入する補聴器が決定しましたら、見積書の作成を依頼し、受け取ってください。

購入する補聴器が決まるまで、最短でも1～2週間、場合によっては3～4か月かかることもあります！

（※2）市が指定する販売店

店舗名	電話	住所
（有）アルプス補聴器	042-487-0901	調布市布田 2-17-2　アークシティアレックス 1 階
ブルーム仙川店	03-5315-7150	調布市仙川町 1-25-4 シティハウス仙川 1 階
リオネットセンター調布店	042-499-3340	調布市布田 1-1-3　シャロームワタナベ 1 階 B 号
マキチエ（株）吉祥寺店	0422-27-6631	武蔵野市吉祥寺本町 2-4-18　コレタス吉祥寺Ⅱ4 階
成城補聴器フィッティングルーム	03-3484-3236	世田谷区成城 6-15-23　成城プラザ 1 階
（有）チトセメガネ	03-3427-0110	世田谷区桜丘 5-47-23
ヒヤリングストア成城コルティ店	050-3355-6576	世田谷区成城 6-5-34　成城コルティ 2 階
（株）リオネットセンター 城南三軒茶屋店	03-6805-3140	世田谷区太子堂 3-14-1　千葉ビル 102
補聴器のセベ	0120-39-4133	世田谷区太子堂 2-14-20-101

■ 助成の対象となる補聴器は、管理医療機器として認定された製品で、認定補聴器技能者により調整し適合状態が確認された補聴器です。

■ この段階でじっくり調整、試聴し、購入を希望する補聴器を決めてください。

4 市へ申請

下記の書類を市（高齢障がい課 高齢者支援係）へ提出してください。

提出物

■助成申請書（第1号様式）
- ・医師意見欄に記載があるもの
- ・聴力図（オージオグラム等）の貼付があるもの（作成日から6か月以内のものに限る。）

■販売店の見積書（写し可）

■（令和8年1月2日以降に転入してきた方）
（非）課税証明書等の課税状況が分かる書類の写し
※1月1日まで住民登録があった自治体で取得してください。

提出先

狛江市福祉保健部高齢障がい課高齢者支援係（市役所2階福祉総合相談窓口）
住所 ： 〒201-8585　狛江市和泉本町一丁目1番5号
開庁 ： 月～金（祝日、年末年始を除く。）午前8時 30 分～午後5時

5 審査と交付決定

審査の結果、助成を決定した方へ、市より「交付決定通知書」、「支給券」をお送りします。

6 補聴器の購入

交付決定通知書と支給券が届いた後、「支給券」を必ず持って見積書を取得した販売店にて、見積書と同じ補聴器を購入してください。

令和９年３月 31 日以降に補聴器を購入した場合、助成金は受けられません。

■ 支給券の「交付決定を受けた者の負担費用」の金額を販売店へお支払いください。

■ 補聴器の引渡しを受けましたら支給券の受領欄に必要事項を記載の上、販売店へお渡しください。

あなたの聞こえは大丈夫？
聞こえのセルフチェックリスト

まずは、自分の聞こえの状態をチェックしてみましょう！

- ☐ 会話をしている時に聞き返す
- ☐ 後ろから呼びかけられると気づかないことがある
- ☐ 聞きまちがえが多い
- ☐ 話し声が大きいと言われる
- ☐ 見えないところからの車の接近に気づかない
- ☐ 電子レンジの「チン！」という音やドアのチャイムが聞こえない
- ☐ 耳鳴りがある



いくつチェックがつきましたか？

0個…	現在の聞こえに問題はなさそうです。少しでも聞こえに不調がある場合は、聴力検診を受けてみましょう。
1～2個…	実生活でお困りのことがあれば耳鼻咽喉科を受診しましょう。
3～4個…	耳鼻咽喉科で相談してみましょう。
5個以上…	早めに耳鼻咽喉科を受診することをお勧めします。

※参考：一般社団法人日本補聴器販売店協会　HPより